

改正

令和 7 年 6 月 30 日 条例第 20 号

地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の権限に属させられた事項、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、地方独立行政法人名張市立病院の業務に関し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画に関する事項
- (2) 法第28条第1項の規定による業務の実績の評価に関する事項（同項第2号に定める事項に係るものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、医療業務又は病院経営に関し優れた識見を有する者、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和7年6月30日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の成立の日から施行する。